

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月22日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 折茂 建

（公 印 省 略）

1 工事概要

- (1) 工 事 名 瀬田第二職員宿舎衛生設備その他改修工事（24）
- (2) 工事場所 東京都世田谷区瀬田4-5-19 瀬田第二職員宿舎
- (3) 工事内容 瀬田第二職員宿舎において給排水衛生設備の改修等を行う。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで。
- (5) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式〔技術提案評価型〕の工事である。
- (6) 本工事は、工事成績評定対象工事である。
- (7) 本工事は、賃上げを実施する企業及びワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組む企業等に対して、総合評価における加点を行う工事である。
- (8) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参議院の令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格認定において「管工事」の「A」等級について認定されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成21年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の実績を有すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが当該実績を有すること。

・給排水衛生設備の新設又は改修を含む工事

特定建設工事共同企業体の甲型共同企業体（共同施工方式）の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体（分担施工方式）の構成員としての実績は分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。

参議院の指定する工事成績評定点（入札説明書「参議院の指定する工事成績評定点について」による。以下「評定点」という。）が65点未満で通知されている場合、当該実績を有するとは認めない。また、軽微なもの（請負金額250万円以下の工事）は除く。

- (5) 技術提案における施工計画（「居住者及び作業員に対する安全を考慮した仮設計画に係る技術提案」）が適切であること。

- (6) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任（監理技術者にあつては、特例監理技術者を配置する場合を除く。）で配置できること。

なお、配置予定の主任技術者及び監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

ア 主任技術者においては、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者においては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（詳細は入札説明書による。）

- イ 平成21年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事に携わった経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が当該経験を有すること。

・給排水衛生設備の新設又は改修を含む工事

特定建設工事共同企業体の甲型共同企業体（共同施工方式）の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体（分担施工方式）の構成員としての経験は分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。

評定点が65点未満で通知されている場合、当該経験を有するとは認めない。また、軽微なもの（請負金額250万円以下の工事）は除く。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請するすべての者が当該経験を有すること。

- ウ 監理技術者にあつては、「管工事」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 令和3年10月1日から令和5年9月30日までに完成した「管工事」の評定点の平均点が65点未満でないこと（この期間に「管工事」の評定点の実績がない場合は65点とみなす。）。
(8) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成15年4月4日議長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
(9) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (10) 支出負担行為担当官が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。
(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
（詳細は入札説明書による。）

- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法 入札参加者は「価格」及び「企業・配置予定技術者の技術力」等をもって入札に参加し、「価格」が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当

であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を48点とする。

イ 「標準点」は入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。

ウ 「加算点」は入札説明書に記載された評価の基準において評価される項目により点数を与える。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係
電話03-3581-3111（内線74502）

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

交付期間 : 令和6年7月22日から令和6年9月9日まで。

交付方法 : 電子調達システムからのダウンロード又はCD-Rによる交付。
CD-Rによる交付の場合は次による。

交付期間 : 令和6年7月22日から令和6年8月20日まで。
午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。

交付方法 : 未使用のCD-Rを(1)に持参することとし、持参したCD-Rに入札説明書等の電子ファイルを複製したものを無償で交付する。交付希望者は、事前に(1)に連絡をすること。なお、郵送による交付を希望する場合は、事前に(1)に連絡をした上で、CD-R及び所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用封筒を(1)に送付すること。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 令和6年7月22日から令和6年8月20日まで。

受付時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。

提出場所 : (1)に同じ。

提出方法 : 電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）

(4) 入札書及び工事費内訳書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 : 令和6年8月30日から令和6年9月6日まで。

受付時間 : 午前10時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）。

提出場所 : (1)に同じ。

提出方法 : 電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

日 時 : 令和6年9月9日（月）午前10時

場 所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16
参議院第二別館東棟2階 営繕課・電気施設課会議室

(6) (3)から(5)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 電子調達システムの利用

本工事は「電子調達システム」を利用し、競争参加資格確認資料等の提出及び入札を実施するものとする。ただし、紙による申請及び提出も可とする。

政府電子調達システム（G E P S） <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 納付免除。
 - イ 契約保証金 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付する場合、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定の技術者の確認 落札者決定後、工事実績情報システム（C O R I N S）等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も4 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。